

平成30年第4回（5月）
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成30年5月10日(木)
開 会 10時00分 閉 会 10時22分

2. 開催場所 吉富町役場 新館 3階研修室

3. 出席委員

委員の定数 14名

出席委員数 14名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

奥家	信弘	横川	信友
賀部	正直	菊	啓治
堤	久英	太田	克弘
井上	幸子	高橋	初美
後藤	進	重吉	信之
若山	清敏	末棟	洋一
高原	孝幸	守口	正典

欠席委員の氏名 なし

4. 付議事項

報 告 事 項 農地法第18条第6項の規定による通知について
農地法第3条の3第1項の規定による届出について

5. 農業委員事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、守口 元子、高尾 広篤

6. 会議の概要

事務局	<p>委員の皆さんおはようございます。 それでは、平成30年第4回（5月）の総会を開催いたします。 （人事異動による、担当者変更について） （新担当者紹介、挨拶）</p>
奥家会長	<p>それでは、議案に添って進めます。 では、2 会長あいさつをお願いします。 改めまして、おはようございます。 それでは、第4回（5月）吉富町農業委員会を開催します。 まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には若山委員、高原委員のお二人を指名いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議事に入ります。今回は、報告事項のみとなります。 1つ目は、「農地法第18条6項の規定による通知について」であります。事務局より説明をお願いします。 それでは1ページをご覧ください。「農地法第18条6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約が14件あります。 番号1から11までは、借手のSさんの都合による合意解約になります。順に説明します。 1番 幸子767番1・田・1,136㎡Fさんとの6年間の利用権です。合意解約の日は、平成30年2月28日となっており、11番の案件まで同じです。 続いて2番 幸子239番・田・162㎡、幸子240番・田・230㎡、〇〇市のYさんとの6年間の利用権です。 3番 幸子686番・田・1,452㎡ Fさんとの3年間の利用権です。 4番 幸子776番1・田・1,143㎡ Mさんとの6年間の利用権です。 5番 幸子702番・田・1,389㎡、709番1・田・846㎡、709番3・田・327㎡、709番4・田・671㎡、合計4筆、Wさんとの6年間の利用権です。 2ページになりまして、6番 幸子1009番・田・1,211㎡、幸子1014番・田・1,074㎡、Fさんとの6年間の利用権です。 7番 幸子719番・田・627㎡、Eさんとの6年間の利用権です。 8番 幸子866番1・田・1,535㎡、Fさんとの6年間の利用権です。 9番 幸子96番・140㎡、1026番1・2,245㎡、1027番1・840㎡、1028番1、1,406㎡、1029番1・305㎡ 合計5筆全て地目は田です。Uさんとの6年間の利用権です。同じく、幸子408番1、田、1,639㎡、410番2・田・520㎡、この2筆は、3年間の利用権です。 3ページになります。10番 幸子821番1・田・2,087㎡、〇〇市のMさんとの6年間の利用権です。</p>

	<p>1 1 番 幸子 237 番 1・田・240 m²、F さんとの 6 年間の利用権です。</p> <p>1 2 番 幸子 740 番・田・1,361 m²、これは、E さんと D さんの合意解約です。6 年間の利用権で、平成 30 年 3 月 16 日に、借手 D さんの都合により解約をしました。</p> <p>1 3 番 小犬丸 550 番 1・田・733 m²、これは T さんと A さんの合意解約です。10 年間の利用権で、平成 30 年 4 月 11 日に、借手 A さんの都合により、解約をしました。</p> <p>1 4 番 小犬丸 571 番・田・351 m²、572 番・田・896 m²、444 番 1・畑・13 m²、B さんと C さんの合意解約です。これは、永小作権によるもので、平成 30 年 4 月 12 日に、借手 C さんの都合による、解約をしました。</p> <p>今回、合意解約をした分につきましては、ほとんどの田について、来月 6 月 15 日開始の利用権の設定を、借手を変更して設定するようにしています。6 月の農業委員会で、上程させていただきます。</p> <p>以上で、農地法第 18 条 6 項の規定による通知の報告を終わります。</p>
奥家会長	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はありませんか (質疑なし)</p> <p>次に、もう一つ報告事項があります。</p> <p>「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。</p>
事務局	<p>事務局より内容の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、4 ページをご覧ください。「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」の報告事項です。</p> <p>まず、1 番、2 番、3 番につきましては、亡くなられた Y さんの相続、遺贈によって農地の所有権を取得した届出になります。</p> <p>1 番、幸子 388-1、471-5、53-1、53-2、53-5、53-6、の 6 筆の田、3,251 m²は、平成 29 年 8 月 6 日、相続により〇〇市の Z さんが所有権を取得しました。</p> <p>2 番、幸子 23-1、299、304、306、383-1、451 の田畑、6 筆、6,828 m²は、平成 30 年 3 月 9 日、〇〇市の K さんが遺贈により所有権を取得しました。この分につきましては、3 月の農業委員会で 3 条で許可されたものです。</p> <p>3 番、幸子 471-1、田、463 m²、〇〇町の M さんが相続により、平成 29 年 8 月 6 日、所有権を取得しました。</p> <p>4 番、今吉 84-1、84-2、833-3、837-1、844-1、844-2、872-1、924-5 の田畑 8 筆、5,910 m²について、亡くなられた父親の相続により、息子さんが、所有権を取得しました。</p> <p>以上で、終わります。</p>

<p>奥家会長</p>	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はありませんか (質疑なし)</p> <p>次に、その他として「情報交換」となっていますが、何かご質疑や情報交換いただくような案件をお持ちの方がございましたらお願いします。</p> <p>(各地区内での情報交換)</p>
<p>事務局 奥家会長</p>	<p>界木地区ほ場整備の完了報告</p> <p>本日の議事はすべて終了しましたが、次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>予定どおり、6月8日(金) 10:00から吉富フォーエバー会館での開催を提案しますがどうでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、これをもちまして平成30年第4回(5月)総会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">10時22分 閉会</p>